

産業医科大学研究不正行為等防止に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、産業医科大学（以下「本学」という。）において行う研究活動に係る不正行為の防止及び不正行為が生じた場合に、適切かつ迅速に対処するために必要な事項を定めることにより、公正な研究活動の下に科学研究を推進し、その成果を科学雑誌や学会等に適正に発表することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

- (1) ねつ造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、研究者倫理に背馳する行為
- (5) 前各号に掲げる証拠隠滅又は立証妨害

2 この規程において「研究者等」とは、学校法人産業医科大学（以下「学校法人」という。）と雇用関係のある職員、派遣契約その他の契約等に基づき学校法人の業務に従事する者及び産業医科大学の大学院生、学部学生、留学生、研究生等大学で研究活動を行う全ての者をいう。

3 前項に規定する研究者等には、過去の雇用関係等において、研究活動を行った者を含むものとする。

4 この規程において「学部等」とは、医学部、産業保健学部、大学院医学研究科、産業生態科学研究所、教育研究支援施設、産業医科大学病院、産業医科大学若松病院及び産業医実務研修センターをいう。

(研究者等の遵守事項)

第3条 研究者等は適正な研究活動に従事し、不正行為を行わない環境を整備するために、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 研究結果、各種測定データ、実験手技等に関して、適宜確認すること。
- (2) 研究責任者又は研究指導者は、研究分担者、大学院生、学部学生等で研究に携わる者に研究ノートに記載及びその方法を適宜指導し、管理すること。
- (3) 研究結果、各種測定データ、実験手技等の記録について、論文等研究成果の発表後も保管し、他者からの問合せ又は照会に対応できるように整備すること。
- (4) 共同研究により研究結果を論文等で発表するときは、責任著者と共著者との間で責任の分担を適切な方法で明確化すること。
- (5) 論文発表において、二重投稿等の研究者として通念上不適切な行為を行わないこと。
- (6) 研究費の使用に当たっては、学校法人諸規則、その他法令、研究資金を提供する機関の定め等に従い適正に使用すること。

(責任体制及び委員会の設置)

第4条 学長は、本学における研究活動の最終責任を負う最高管理責任者として、研究活動における不正行為の防止及び不正行為に対処するため、研究不正行為等防止委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副学長のうち学長が指名する者
- (2) 大学院医学研究科長
- (3) 産業医科大学倫理委員会委員長
- (4) 医学部教授会から選出された者 1名
- (5) 産業保健学部教授会から選出された者 1名
- (6) 産業生態科学研究所教授会から選出された者 1名
- (7) 学長が必要と認める者 若干名

3 委員会に委員長を置き、前項第1号に規定する委員のうち学長が指名する者をもって充てる。

4 第2項第4号から第7号までに規定する委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

7 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した者がその職務を代行する。

8 委員会は、必要に応じて開催する。

9 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。

- 10 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 当該不正行為に利害関係を有する委員は、当該不正行為に関する全ての審議に加わることはできない。

(不正行為に係る申立て等)

第5条 不正行為の疑いが存在すると思料する者は、調査の申立て又は相談、照会等の申出（以下「申立て等」という。）を行うことができる。

- 2 申立て等を行う者（以下「申立・申出者」という。）は、別に定める申立・申出書を第16条に基づいて設置される通報窓口へ提出するものとする。
- 3 通報窓口は、前項の申立て等を受けたときは、委員会へ報告するものとする。

(調査等の検討)

第6条 委員会は、前条第3項の申立て等の報告を受けたときは、調査を実施するか否かを決定し、調査をしない決定をしたときは、申立・申出者にその旨を通知するものとする。

(予備調査)

第7条 委員会は、前条の決定の結果、調査の必要があると認めるときは、速やかに予備調査を実施するものとする。

- 2 委員会は、予備調査の適正かつ迅速な実施を確保するため、証拠となるべき資料（以下「証拠資料」という。）の保全、その他必要な措置をとるものとする。
- 3 予備調査は、関連する学部等の長及び委員会が指名する教育職員2名により、前項の証拠資料の精査並びに申立・申出者及び調査対象となる研究者等（以下「対象者」という。）からの事情聴取その他調査のため必要な方法により行うものとする。
- 4 学部等の長は、予備調査を終了したときは、速やかに当該調査結果を委員会へ報告するものとする。
- 5 委員会は、前項の報告に基づき、本調査を実施するか否かを決定し、不正行為の存在の可能性がないことを理由に本調査をしない決定をしたときは、申立・申出書の受理から本調査の要否決定まで30日以内に、その旨を申立・申出者及び対象者に通知するものとする。

(本調査)

第8条 委員会は、前条第5項の決定の結果、不正行為の存在の可能性が認められた場合は、本調査を実施するものとし、その旨を申立・申出者及び対象者に通知するものとする。

- 2 委員会は、本調査を適正かつ迅速に実施するため、不正行為等調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置くことができる。
- 3 調査委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 委員会の委員の中から委員長が指名した者 若干名
 - (2) 法律の専門家を含む外部有識者 若干名
 - (3) その他委員会が必要と認めた者
- 4 前項第2号の委員は、調査委員会の半数以上とするものとする。
- 5 調査委員会の議長は、第3項第1号の委員の中から委員会委員長が指名した者をもって充てる。
- 6 調査委員は、申立・申出者及び対象者と直接の利害関係を有しないものでなければならない。
- 7 委員会は、調査委員会委員の氏名及び所属を申立・申出者及び対象者に示すものとし、これに対し、申立・申出者及び対象者は、氏名等の通知を受けた日から起算して3日以内に異議申立てを行うことができる。
- 8 委員会は、異議申立てを受理したときは、内容を審査するものとし、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を申立・申出者及び対象者に通知するものとする。
- 9 調査委員会は、本調査の実施決定後30日以内に当該本調査を行うものとする。
- 10 本調査は、予備調査の結果報告書の精査及び収集した関係資料の調査並びに申立・申出者、対象者及び関係者（以下「関係者等」という。）からの事情聴取その他本調査のため必要な方法により行うものとする。
- 11 関係者等は、委員会及び調査委員会の調査に対しては、誠実に協力しなければならない。
- 12 関係者等は、委員会及び調査委員会から資料の提出を求められた場合には、これに応じなければならない。
- 13 委員会及び調査委員会は、対象者に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 14 調査委員会は、本調査を終了したときは、調査開始後150日以内に当該調査結果を委員会に報告するものとする。

(審理及び裁定)

第9条 委員会は、本調査の結果に基づき、不正行為の有無及び程度について審理し、裁定を行う。

- 2 委員会は、前項の裁定結果を学長に報告するとともに、文書により申立・申出者及び対象者に通知するものとする。
- 3 委員会は、不正行為が存在しなかったことが確認された場合は、対象者の教育研究活動の正常化及び名誉回復のために、十分な措置をとらなければならない。
- 4 学長は、委員会から申立て等が悪意に基づくものと認定したことの報告を受けた場合、申立・申出者の所属機関に通知するものとする。

(異議申立て)

第10条 申立・申出者及び対象者は、第7条第5項及び前条第2項の決定に異議がある場合は、委員会に対して異議を申し立てることができる。

- 2 前項の異議申立ては、原則として決定の通知を受けた日から起算して10日以内に別に定める異議申立書を通報窓口へ提出することにより行うものとする。
- 3 申立て等が悪意に基づくものと認定された申立・申出者は、その認定について前2項により異議申立てを行うことができる。

(不服審査等)

第11条 委員会は、前条の異議申立てを受理したときは、学長に報告するものとする。

- 2 学長は、異議申立ての報告を受けたときは、速やかに不服審査委員会を設置するものとする。
- 3 不服審査委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 副学長並びに委員会及び調査委員会の委員を除く学部等の長の中から学長が指名した者 若干名
 - (2) 本学の教授（委員会及び調査委員会の委員を除く。）の中から学長が指名した者 若干名
- 4 不服審査委員会の議長は、前項第1号の委員の中から学長が指名した者をもって充てる。
- 5 不服審査委員会は、異議申立てに基づき、委員会の決定を検討するとともに、再調査の必要性について、審議を行うものとする。
- 6 不服審査委員会は、審議の結果、再調査の必要があると認めたときは、委員会に対して再調査を依頼するものとする。
- 7 委員会は、前項の依頼を受けたときは、異議申立てに係る再調査を行い、その結果を50日以内に

不服審査委員会に報告するものとする。ただし、前条第3項の異議申立てについては、30日以内に再調査を行い、不服審査委員会に報告するものとする。

- 8 不服審査委員会は、再調査の結果に基づき、不正行為の有無及び程度について審理し、裁定を行う。
- 9 不服審査委員会は、裁定の結果を学長及び委員会に報告するものとする。
- 10 委員会は、裁定の結果を文書により申立・申出者及び対象者に通知するものとする。
- 11 申立・申出者及び対象者は、前項の裁定の結果に対して異議申立てを行うことはできない。

(裁定の通知及び公表)

第12条 学長は、第9条第2項又は前条第9項の報告を受けたときは、理事長に裁定の内容を報告するとともに、その対応について協議を行うものとする。

- 2 理事長又は学長は、最終的に不正行為の存在があると確定したときは、学校法人産業医科大学職員就業規則（昭和53年規則第4号）、産業医科大学大学院学則（昭和59年3月19日）、産業医科大学学則（昭和52年12月21日）その他の学校法人諸規則により必要な措置を講ずるものとする。
- 3 学長は遅滞なく、研究資金提供機関、関連論文掲載機関、関連教育研究機関及び文部科学省に対し、裁定の概要を通知するとともに、その対応について必要な協議を行うものとする。
- 4 裁定の概要は、個人情報又は知的財産の保護等不開示に合理的な理由がある部分を除き、原則として公表するものとする。

(申立・申出者等の保護)

第13条 学長は、不正行為に関する申立・申出者及び調査に協力した関係者に対しては、その秘密を守るために適切な措置を講ずるとともに、申立て又は情報提供を理由として不利益を受けないように十分な配慮を行うものとする。

- 2 悪意により虚偽の申立てを行った者については、学校法人諸規則により必要な措置を講ずるものとする。

(守秘義務)

第14条 この規程に基づき、不正行為の調査等に関わった者は、知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(啓発活動)

第15条 委員会は、別に定める研究不正防止統括本部が推進する不正行為防止のための研究者等への倫理教育プログラムの実施並びに受講者への研究倫理に関する知識の周知及び更新を含む啓発活動を支援するものとする。

(通報窓口の設置)

第16条 不正行為に関する申立て及び情報提供並びに相談、照会等の窓口を大学管理課に置き、窓口の責任者は大学事務部長とする。

(庶務)

第17条 委員会の庶務は、大学管理課において行う。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、研究活動における不正行為の防止及び不正行為の申立て、調査等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第4条第2項第4号から第7号までの規定により最初に任命される委員の任期の開始は、この規程の施行の日とし、その任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。
- 3 産業医科大学研究公正委員会等に関する規程（平成19年規程第13号）は、廃止する。